



三重県公報

令和2年3月6日（金）

第 86 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
8	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 企 画 課)	2
9	三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則の一部を改正する規則	(地域医療推進課)	4
10	栄養士法施行細則の一部を改正する規則	(健康づくり課)	5
告 示			
130	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	10
131	三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示	(都 市 政 策 課)	10
132	屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定を廃止する告示	(同)	11
選 管 告 示			
8	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	11
9	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(同)	12
10	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	12
11	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定、異動及び指定の取消しの届出	(同)	13
海 調 委 告 示			
2	真珠養殖用いかだへの標識の設置についての指示	(海区漁業調整委員会)	13
公 安 委 告 示			
30	指定講習機関からの変更の届出	(公 安 委 員 会)	13
31	運転免許取得者教育の認定に関する規則の規定に基づく認定教育実施者の変更の届出	(同)	14
公 告			
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	(農 地 調 整 課)	14
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	14
	建設業法の規定による建設業者の許可の取消し	(建 設 業 課)	15
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(情報システム課)	23

規 則

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月六日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第八号

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県県税条例施行規則（昭和二十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

(表)

第 号	徴 税 吏 員 証
所属	
三重県職員	
写 真	
年 月 日発行	
三 重 県 団	

70ミリメートル

45ミリメートル

(裏)

兼務所属
特記事項

- 備考 1 三重県県税犯則取締事務取扱規則（昭和24年三重県規則第58号）第1条の2に規定する検税吏員に指定された者は、その旨を特記事項欄に記載する。
- 2 写真は、縦24ミリメートル、横20ミリメートルとする。

附 則
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和二年三月六日
三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第九号

三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則の一部を改正する規則
三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則（昭和三十七年三重県規則第八十九号の二）の一部を次のよう
に改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（遅延損害金） 第十八条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を期限までに返還しなかったときは、<u>三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）</u>第七<u>条の規定により計算した遅延損害金を支払わなければならない。</u> 別表第一（第二条関係） 一 （略） 二 医療法第七条の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院（前号に掲げるものを除く。） 三 （略） 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設（同法第七条第二項に規定する重症心身障害児に対し治療を行う施設に限る。）</u> 五 児童福祉法第六<u>条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関（前号に掲げるものを除く。）</u> 六 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第八</u><u>条第二十八項に規定する介護老人保健施設</u> 七 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護に限る。）<u>を行う事業所（第一号から第五号までの医療機関又は前号の介護老人保健施設において三年以上の実務経験を有する者が従事しようとする場合のみ該当するものとする。）</u>	（遅延損害金） 第十八条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を期限までに返還しなかったときは、<u>当該期限の翌日から返還のあつた日まで</u><u>の期間の日数に応じ、延滞額につき年五パーセントの割合で計算した遅延損害金を支払わなければならない。</u> 別表第一（第二条関係） 一 （略） 二 医療法第七条の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院 三 （略） 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第七</u><u>条に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設</u> 五 児童福祉法第二十七<u>条第二項の規定に基づき指定された国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</u> 六 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第八</u><u>条第二十二項に規定する介護老人保健施設</u> 七 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護に限る。）<u>を行う事業所（第一号から第五号までの医療機関又は第六号の介護老人保健施設において三年以上の実務経験を有する者が従事しようとする場合のみ該当するものとし、当該実務経験を、五年間の看護職員の業務に含めて算定して差し支えないものとする。）</u>

附 則
1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
2 この規則による改正後の三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に新規則第九条第三項に規定する所定の期日が到来した場合における遅延損害金について適用し、同日前に同条に規定する所定の期日が到来した場合における遅延損害金については、なお従前の例による。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和五十二年三重県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

三重県証紙貼付け欄

栄養士免許申請書

三重県知事 宛て

養成施設名		年	月	日卒業
年	月	日施行第	回栄養士試験合格	受験地

1及び2の有無について、必ず該当するどちらかを○で囲むこと

1 罰金以上の刑に処せられたことの有無

(有の場合には、その罪、刑及び刑の確定年月日)

無・有

2 栄養士法第一条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無

(有の場合には、違反の事由及び年月日)

無・有

栄養士法施行令第1条第1項の規定により、栄養士の免許を申請します。

年 月 日

本籍地都道府県名 (国籍)	
------------------	--

住 所	〒		
電話番号			
ふりがな	(氏)	(名)	印
氏 名			
旧姓併記の希望	有	・	無
旧姓併記			
通称名併記			
性 別	男	・	女
生年月日	年	月	日

備考 1 貼り付けた三重県証紙には、消印をしないこと。

2 用紙の大きさは、A4とすること。

第2号様式（第1条関係）

三重県証紙貼付け欄

栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

三重県知事 宛て

登録 番号	第	号	登録 年月日	年	月	日
----------	---	---	-----------	---	---	---

変更事項

	変更前		変更後（第1回）		変更後（第2回）	
本籍地 都道府県名 （国籍）						
ふりがな	（氏）	（名）	（氏）	（名）	（氏）	（名）
氏 名						
旧姓併記の希望			有 ・ 無		有 ・ 無	
旧姓併記						
通称名併記						
性 別	男 ・ 女		男 ・ 女		男 ・ 女	

変更の理由 及び年月日	年 月 日
----------------	-------

栄養士法施行令第3条第1項による栄養士名簿の訂正及び同令第5条第1項の規定による栄養士免許証の書換え交付を申請します。

年 月 日

住 所	〒		
電話番号		印	
氏 名			
生年月日	年 月 日		

備考 1 貼り付けた三重県証紙には、消印をしないこと。
2 用紙の大きさは、A4とすること。

第3号様式（第1条関係）

栄養士名簿登録抹消申請書

三重県知事 宛て

登録 番号	第	号	登録 年月日	年	月	日
----------	---	---	-----------	---	---	---

本籍地都道府県名 (国籍)	
------------------	--

ふりがな	(氏)	(名)
氏 名		
生年月日	年	月 日

抹消の理由 及び年月日	死亡 ・ 失踪 ・ その他 () 年 月 日
----------------	----------------------------

栄養士法施行令第4条（第1項・第3項）の規定により、栄養士名簿の登録の抹消を申請します。

年 月 日

住 所	〒		
電話番号		印	
氏 名			
届出者続柄			

備考 1 用紙の大きさは、A4とすること。

第4号様式（第1条関係）

三重県証紙貼付け欄

栄養士免許証再交付申請書

三重県知事 宛て

登録 番号	第	号	登録 年月日	年	月	日
----------	---	---	-----------	---	---	---

本籍地都道府県名 (国籍)	
------------------	--

ふりがな	(氏)	(名)
氏 名		
生年月日	年	月 日

再交付申請 の理由	亡失 ・ 毀損 （ 破った 、 汚した ）
--------------	-----------------------

栄養士法施行令第6条第1項の規定により、栄養士免許証の再交付を申請します。

年 月 日

住 所	〒		
電話番号		印	
氏 名			

- 備考 1 貼り付けた三重県証紙には、消印をしないこと。
2 用紙の大きさは、A4とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の栄養士法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の栄養士法施行細則に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所収の調整をして使用するものとする。

告 示

三重県告示第 130 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 2 年 3 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所
津市一志町波瀬字掛橋 7593 の 3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

三重県告示第 131 号

三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 2 年 3 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示

三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定（昭和 57 年三重県告示第 313 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
三重県屋外広告物条例(昭和 41 年三重県条例第 45 号。以下「条例」という。)第 3 条から第 5 条までの規定により知事が指定する区域及び区間を次のように定め、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。		三重県屋外広告物条例(昭和 41 年三重県条例第 45 号。以下「条例」という。)第 3 条から第 5 条までの規定により知事が指定する区域及び区間を次のように定め、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。	
1 (略)		1 (略)	
2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の知事が指定する区間 (道路、鉄道等の禁止区間)		2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の知事が指定する区間 (道路、鉄道等の禁止区間)	
(1) 道路		(1) 道路	
路線名	禁止区間	路線名	禁止区間
(略)	(略)	(略)	(略)
一般国道 421 号	いなべ市大安町石樽南地内の国道	一般国道 421 号	1 桑名市西別所地内の一般国道258号 線との交点から同市星川地内の県道 星川西別所線との交点まで 2 いなべ市大安町石樽南地内の国道

(略) 一般国道 477号 (略)	306号の交差点より石榑峠の方向へ 1,700メートルの地点から石榑峠の滋 賀県境まで (略) (略) (略) (略)	(略) 一般国道 477号 県道 立田長島イ ンター線 県道 水郷公園線 県道 桑名海津線 (略)	306号の交差点より石榑峠の方向へ 1,700メートルの地点から石榑峠の 滋賀県境まで (略) (略) 県道水郷公園線との交点から愛知県 境まで 国道1号との交点から県道立田長島 インター線との交点まで 全区間 (略)
(2) (略) 3～7 (略)		(2) (略) 3～7 (略)	

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

三重県告示第132号

屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定を廃止します。

令和2年3月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定を廃止する告示

屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定（平成7年三重県告示第229号）は廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第8号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和2年3月6日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定(昭和54年三重県選挙管理委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
病院 (略) (略) <u>度会郡南伊勢町船越</u> 町立南伊勢病院 <u>2545番地</u> (略) (略)	病院 (略) (略) <u>度会郡南伊勢町五ヶ所</u> 町立南伊勢病院 <u>浦2969番地</u> (略) (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出及び第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和2年3月6日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
川口円後援会	川口 円	川口 円	津市一志町高野243-5	令和2年 1月22日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
青木けんじゅん後援会	小林 裕 八	主たる事務所の所在地	津市白山町八対野962-12	津市白山町八対野605	令和2年 2月17日	
石田成生後援会	石田 成 生	主たる事務所の所在地	四日市市水沢町4796-13	四日市市泊村1241-35	令和2年 1月31日	
坂本マキ後援会	樋尾 正 和	会計責任者	石田 陽 子	藤井 靖 子	令和元年 12月3日	
津歯科医師連盟	鈴木 晶 博	会計責任者	酒井 麻 貴	坂本 麻 貴	令和元年 7月1日	
名賀成山会	坂上 直 人	政治団体の名称	名賀成山会	坂上直人後援会	令和2年 1月1日	
林正男後援会	川瀬 学	会計責任者	川瀬 やよい	川瀬 正 信	令和2年 2月10日	
ももい弘子後援会	福森 茂 貴	政治団体の名称	ももい弘子後援会	桃井弘子後援会	令和2年 1月30日	
山本正一後援会	山本 正 一	会計責任者	中森 勇 枝	浅山 昌 宏	令和2年 1月14日	

三重県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

令和2年3月6日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
扇田榮夫はげます会	扇田 利 郎	令和元年12月31日	
大平勇後援会	大平 和 男	令和元年12月31日	
田辺泰宏後援会	田辺 泰 宏	令和元年12月31日	
彦坂きみゆき後援会	彦坂 公 之	令和元年12月18日	

三重県選挙管理委員会告示第 11 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出、同条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出及び同項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 2 年 3 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 資金管理団体の指定

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
川 口 円	県議会議員	川口円後援会	津市一志町高野 243-5	令和 2 年 1 月 1 日

2 資金管理団体の異動

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
石 田 成 生	石田成生後援会	主たる事務所の所在地	四日市市水沢町 4796-13	四日市市泊村 1241-35	令和 2 年 1 月 31 日

3 資金管理団体の指定の取消し

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
彦 坂 公 之	彦坂きみゆき後援会	令和元年 12 月 18 日

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 2 号

真珠養殖用いかだへの標識の設置について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 2 年 3 月 6 日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

1 真珠養殖又は真珠母貝養殖を営む者は、当該事業に用いる養殖用いかだについて、次の事項を記載した標識を当該いかだの見やすい場所に設置しなければなりません。

- (1) 漁業権番号。ただし、基地いかだ（作業用いかだ）の場合は、基地と明記すること。
- (2) 漁業権者の氏名又は名称。ただし、基地いかだの場合は、所有者の氏名又は名称とすること。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとします。

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 30 号

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関から変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 3 月 6 日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

名称及び住所並びに代表者の氏名

変更後	変更前
株式会社トーア自動車学校 多気郡明和町大字上村 131 番地 國 浩 明	株式会社トーア自動車学校 多気郡明和町大字上村 131 番地 櫻 木 忍

三重県公安委員会告示第 31 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、認定教育実施者から変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 3 月 6 日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社トーア自動車学校 多気郡明和町大字上村 131 番地 國 浩 明	株式会社トーア自動車学校 多気郡明和町大字上村 131 番地 櫻 木 忍

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項及び同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

令和 2 年 3 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

中村土地改良区（四日市市中村町 1635 番地 2）

退任監事

四日市市中村町 1674 番地

〃 萱生町 538 番地

中 川 隆

太 田 三千男

退任清算人

四日市市中村町 1668 番地

〃 〃 1640 番地

〃 〃 1588 番地

〃 〃 395 番地

〃 〃 1554 番地

〃 〃 1651 番地

伊 藤 欣 司

太 田 正 夫

内 田 賢 治

太 田 正 勝

佐 藤 長 生

谷 口 等

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営特定農業用管水路等特別対策事業城田・下外城田地区計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 2 年 3 月 6 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和2年3月9日から同年4月6日まで
- 3 縦覧の場所
伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩渕1丁目7番29号）
玉城町役場産業振興課（度会郡玉城町田丸114-2）

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業の許可を取り消しました。

令和2年3月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

（一部廃業）

取 年 月 日	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業
平成 31 年 2 月 12 日	濱田建設株式会社	濱田 恭成	伊賀市予野字千部 1731	(般 30) 第 11214 号	建築、大工、屋根、 タイル・れんが・ブ ロック、内装仕上
平成 31 年 2 月 15 日	株式会社 F K C	福森 幸治	伊賀市山畑 1506	(般 25) 第 11561 号	造園
平成 31 年 3 月 5 日	有限会社林組	林 忠昭	志摩市大王町波切 1059-12	(般 27) 第 3644 号	建築
平成 31 年 4 月 3 日	鈴木電気整備 工事有限会社	鈴木 正次	松阪市嬉野津屋城町 738-2	(般 27) 第 7770 号	電気
平成 31 年 4 月 8 日	有限会社松井 設備	吉田 尚子	四日市市日永西 1-7-1	(般 27) 第 5405 号	水道施設
平成 31 年 4 月 8 日	全研工業有限 会社	池田 久憲	四日市市下海老町 379- 4	(般 29) 第 5531 号	建築
平成 31 年 4 月 8 日	株式会社シン テックサービ ス	鳥居 慎一	四日市市日永西 2-9-13	(般 28) 第 22307 号	建築、管
平成 31 年 4 月 10 日	有限会社大森 電気工業所	大森 文男	亀山市関町会下 1302	(般 28) 第 1468 号	土木、とび・土工、 管、舗装
平成 31 年 4 月 11 日	レック	柳 一幸	津市船頭町津興 3487	(般 27) 第 15463 号	土木、しゅんせつ、 水道施設
平成 31 年 4 月 11 日	鈴木建設株式 会社	鈴木 くみ子	伊賀市柘植町 2411-272	(般 26) 第 9653 号	とび・土工、石、鋼 構造物、舗装、しゅ んせつ、水道施設
平成 31 年 4 月 15 日	有限会社三重 建装	川野 裕治	伊賀市久米町 15-10	(般・特 27) 第 11213 号	管
平成 31 年 4 月 23 日	有限会社星野 ステンレス	星野 友成	三重郡川越町大字当新 田 457	(般 27) 第 21592 号	板金
平成 31 年 4 月 24 日	植村電設株式 会社	植村 均	北牟婁郡紀北町船津 752-1	(般 27) 第 4095 号	管
平成 31 年 4 月 25 日	有限会社小林 商店	河口 拓広	南牟婁郡御浜町大字神 木 1943-2	(般 29) 第 20049 号	建築、水道施設、消 防施設
令 和 元 年 5 月 16 日	株式会社西都	松本 澄之	四日市市まきの木台 1- 33	(般 27) 第 21246 号	管
令 和 元 年 5 月 17 日	株式会社アイ テックス水常	水谷 常次	員弁郡東員町大字鳥取 165-1	(般 28) 第 18248 号	左官、板金、ガラス、 塗装、防水、建具
令 和 元 年 5 月 21 日	佐野組株式会 社	佐野 佳祐	津市北河路町 534	(般 30) 第 24077 号	建築、大工
令 和 元 年 5 月 23 日	株式会社三和 電気商会	恒岡 治郎	伊賀市佐那具町 528-6	(般 28) 第 3408 号	消防施設

令和元年 5月29日	株式会社川崎 塗装店	川崎 真也	亀山市亀田町 380-25	(般 28) 第 1394 号	防水
令和元年 6月6日	有限会社吉田 型枠	吉田 英明	桑名市大字地蔵 176-8	(般 28) 第 18470 号	建築、大工、内装仕 上
令和元年 6月7日	株式会社伊谷 建設	伊藤 隆人	四日市市大井手 2-344- 3	(般 29) 第 22390 号	建築
令和元年 6月10日	株式会社佐野 テック	佐野 貴代	三重郡菰野町大字千草 5051-9	(特 27) 第 914 号	土木、とび・土工
令和元年 6月17日	株式会社ヤマ ザキ	山崎 福生	四日市市日永東 3-8-19	(般 28) 第 658 号	大工、左官、屋根、 タイル・れんが・ブ ロック、板金、ガラ ス、防水、内装仕上、 熱絶縁、造園
令和元年 6月20日	有限会社古田 電工	古田 幸生	尾鷲市大字南浦 1677-1	(般 30) 第 19144 号	電気
令和元年 6月21日	S K エンジニ アリング有限 会社	鈴木 敏靖	松阪市大口町 1510-10	(般 27) 第 13764 号	電気
令和元年 7月30日	明和設備工業 株式会社	山下 直之	四日市市山分町 469-1	(般・特 31) 第 537 号	造園
令和元年 8月9日	株式会社伊勢 森建設	山田 篤史	四日市市楠町北一色 227-1	(特 30) 第 5992 号	水道施設
令和元年 9月26日	有限会社アイ エスプリム	松永 かおり	三重郡菰野町大字竹成 3571-1	(般 27) 第 10488 号	土木
令和元年 10月2日	有限会社トネ ヒロ商事	刀根 隆幸	松阪市松崎浦町 59-1	(般 29) 第 13518 号	鉄筋
令和元年 10月3日	株式会社ニイ ミ	新美 由佳	いなべ市北勢町阿下喜 1408-2	(般 30) 第 18842 号	塗装
令和元年 10月8日	株式会社郡建 材店	郡 顕弘	桑名市明正町 64	(般 27) 第 4635 号	タイル・れんが・ブ ロック
令和元年 10月17日	株式会社鈴木 組	鈴木 由規	四日市市大字羽津甲 2667	(般 26) 第 719 号	とび・土工、屋根、 板金、ガラス、塗装、 防水、建具
令和元年 10月21日	東海アクアテ ック株式会社	田畑 実千代	鳥羽市堅神町 76-1	(般 28) 第 17042 号	造園
令和元年 10月25日	有限会社中西 組	中西 章二	南牟婁郡紀宝町神内 222-5	(般 29) 第 9892 号	塗装
令和元年 10月31日	宮古島建設工 業株式会社	前泊 英子	四日市市波木町 491	(般 28) 第 5989 号	建築、塗装
令和元年 11月1日	株式会社松谷 建設	松谷 裕治	四日市市小杉町 891-15	(般 30) 第 22396 号	石、鋼構造物、しゅ んせつ、水道施設
令和元年 11月5日	株式会社エス テム三重	五十君 好可	津市高野尾町 1897-48	(般 27) 第 15465 号	水道施設
令和元年 11月8日	有限会社K S ライン	大橋 良次	三重郡菰野町大字小島 4067-1	(般 26) 第 21736 号	土木、建築、大工、 左官、石、屋根、タ イル・れんが・ブ ロック、鋼構造物、鉄 筋、舗装、しゅんせ つ、板金、ガラス、 塗装、防水、内装仕 上、熱絶縁、建具、 水道施設
令和元年 11月8日	有限会社ネオ エンジニアリ ング	吉田 生男	松阪市小野江町字毛知 場 644-1	(般 27) 第 13858 号	電気
令和元年 11月15日	有限会社野口 設備	野口 和子	四日市市生桑町 31-1	(般 27) 第 10144 号	水道施設
令和元年 11月15日	株式会社 I K M工業	中村 輝美	伊勢市上地町 3331	(般 29) 第 14620 号	管

令和元年 11月27日	有限会社仲國建設	仲村 國夫	北牟婁郡紀北町矢口浦 919	(般28)第19001号	管
令和元年 11月29日	諏訪組株式会社	諏訪 和人	津市半田 836-26	(般1)第15775号	建築
令和元年 12月2日	株式会社全栄	木村 輝秀	三重郡川越町大字高松 1368-1	(般27)第1025号	清掃施設
令和元年 12月6日	有限会社森本工務店	森本 ユリ子	鈴鹿市加佐登 4-30-12	(般28)第12237号	とび・土工、舗装
令和元年 12月10日	株式会社誠建設	伊藤 誠司	松阪市久保町 1855- 1288	(般30)第13832号	土木、建築、石、鋼 構造物、舗装、しゅ んせつ、水道施設
令和元年 12月17日	有限会社寺本工業	寺本 和枝	四日市市松寺 3-1-18	(般28)第10745号	機械器具設置
令和元年 12月18日	谷建設有限会社	谷 晃史	北牟婁郡紀北町便ノ山 518-2	(般28)第4126号	管
令和元年 12月19日	内田鍛工株式会社	内田 洋一郎	四日市市黄金町 58	(般27)第5920号	建築
令和元年 12月24日	畦地建設工業株式会社	畦地 豪	北牟婁郡紀北町上里 72-3	(般28)第4170号	電気

(全部廃業)

取 消 年 月 日	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業
平成 31 年 1 月 8 日	有限会社清風園	中林 紀佳	伊賀市山畑 504	(般27)第11498号	土木、造園
平成 31 年 1 月 8 日	有限会社協和木材工業	極山 英樹	伊賀市中馬野 1	(般25)第11560号	建築
平成 31 年 1 月 8 日	株式会社サロン・ド・ホーム	月成 陽一	名張市鴻之台 4-60	(般28)第11688号	建築
平成 31 年 1 月 9 日	亜細亜工業株式会社	清算人 角谷 幸春	多気郡大台町上三瀬 863-2	(般26)第2046号	舗装
平成 31 年 1 月 10 日	有限会社森進電設	宇井 猛時	松阪市下蛸路町 398-10	(般28)第8036号	電気
平成 31 年 1 月 17 日	有限会社三幸興業	濱崎 征児	津市高茶屋小森町 991- 1	(般28)第24001号	防水
平成 31 年 1 月 24 日	株式会社竹内塗装	代表清算人 竹 内 信行	松阪市山室町 3202	(般26)第13783号	塗装、防水
平成 31 年 2 月 4 日	西城石材	西城 信義	鈴鹿市若松西 1-5-32	(般26)第7966号	土木、石
平成 31 年 2 月 7 日	信田電気商会	信田 修	桑名市西鍋屋町 126	(般28)第4550号	電気
平成 31 年 2 月 8 日	成馬工業株式会社	畠中 一敏	伊賀市青山羽根 1310-1	(般26)第11658号	土木、とび・土工、 石、鋼構造物、舗装、 しゅんせつ、塗装、 水道施設
平成 31 年 2 月 13 日	ナガト工房	山口 実徳	松阪市宝塚町 718	(般27)第13426号	建築
平成 31 年 2 月 18 日	U-H o m e	宇藤 直樹	四日市市采女町 1050-1	(般28)第22295号	内装仕上
平成 31 年 2 月 20 日	有限会社ツキミツ硝子店	破産管財人 室 木 徹亮	松阪市駅部田町字七元 1064-1	(般28)第8255号	ガラス、建具
平成 31 年 2 月 20 日	株式会社宮本組	破産管財人 中 西 正洋	松阪市京町一区 33-12	(般26)第2487号	土木、建築、大工、 とび・土工、石、管、 鋼構造物、舗装、し ゅんせつ、ガラス、 塗装、内装仕上、造 園、水道施設、解体

平成 31 年 2 月 22 日	山口木工	山口 純史	尾鷲市矢浜 2-10-15	(般 25) 第 4071 号	建築
平成 31 年 2 月 25 日	株式会社ヌマザワ	沼澤 和彦	桑名市大字下深谷部 4659-1	(般 28) 第 18778 号	建築、大工、屋根、 タイル・れんが・ブ ロック、内装仕上
平成 31 年 2 月 25 日	美杉の家建設 株式会社	青木 健治	津市美杉町八知 5767	(般 29) 第 16006 号	土木、建築、とび・ 土工、鋼構造物、舗 装、水道施設
平成 31 年 2 月 26 日	株式会社スズ カ・プランニン グ	宮城 定仁	津市森町 2343	(般 27) 第 15927 号	とび・土工、鋼構造 物、水道施設
平成 31 年 2 月 27 日	有限会社北岡 建設	北岡 敏夫	津市安東町 1994	(般 27) 第 6580 号	建築
平成 31 年 2 月 28 日	鎌田建築	鎌田 益雄	鈴鹿市寺家 1-25-2	(般 25) 第 12689 号	建築
平成 31 年 3 月 4 日	有限会社あさ だ建築	清算人 麻田 正子	伊賀市比土 2784	(般 27) 第 11111 号	建築、大工、内装仕 上
平成 31 年 3 月 7 日	中岡工務店	中岡 正典	名張市梅が丘南 3 番町 46	(般 30) 第 11636 号	土木、建築、大工、 左官、とび・土工、 石、屋根、タイル・ れんが・ブロック、 鋼構造物、鉄筋、舗 装、しゅんせつ、板 金、ガラス、塗装、 防水、内装仕上、熱 絶縁、建具、水道施 設
平成 31 年 3 月 11 日	株式会社サン クスホーム F C	臺堂 清	津市垂水 490-2	(般 26) 第 15902 号	建築
平成 31 年 3 月 13 日	佐野組	佐野 均	津市北河路町 534	(般 28) 第 15180 号	建築、とび・土工
平成 31 年 3 月 14 日	創和建設株式 会社	世古 政弘	松阪市西町 283-1	(般 29) 第 13796 号	建築
平成 31 年 3 月 15 日	松創工務店	松岡 英樹	桑名市大字西別所 516	(般 27) 第 18180 号	建築
平成 31 年 3 月 25 日	仲嘉建設	仲 眞哉	尾鷲市泉町 10-11	(般 29) 第 3984 号	土木、建築、とび・ 土工
平成 31 年 3 月 26 日	西川建築	西川 謙二	亀山市栄町 1487-46	(般 26) 第 23013 号	建築
平成 31 年 3 月 28 日	市川建築	市川 憲一	鈴鹿市三畑町 5073	(般 25) 第 12499 号	建築、大工
平成 31 年 3 月 29 日	株式会社テク ノ・プラント	石田 倫子	四日市市鵜の森 1-9-14	(般 29) 第 22057 号	機械器具設置
平成 31 年 3 月 29 日	有限会社晋栄 機工	小林 芳男	四日市市八王子町 23	(般 28) 第 10643 号	とび・土工、機械器 具設置
平成 31 年 3 月 29 日	三松電気	川村 修	松阪市石津町 32	(般 27) 第 13074 号	電気
平成 31 年 4 月 1 日	株式会社建物 工房インカワ	破産管財人 辻 龍範	桑名市船馬町 64-2	(般 28) 第 18421 号	土木、建築
平成 31 年 4 月 4 日	あさの造苑	浅野 玉至	志摩市志摩町布施田 1887	(般 27) 第 17134 号	造園
平成 31 年 4 月 4 日	結城建設	結城 光次	志摩市磯部町下之郷 1308	(般 27) 第 3646 号	建築
平成 31 年 4 月 9 日	有限会社美尚 堂	中川 修司	伊勢市岡本 1-13-5	(般 28) 第 8543 号	建築、鋼構造物、塗 装
平成 31 年 4 月 9 日	東海水道	城山 かね代	志摩市阿児町甲賀 3451	(般 27) 第 9532 号	土木、管

平成 31 年 4 月 11 日	株式会社大翔建設	鈴木 雅之	津市白山町川口 3386-2	(般 28) 第 15815 号	土木
平成 31 年 4 月 11 日	谷口設備	室谷 洋司	南牟婁郡紀宝町井田 2103-18	(般 30) 第 20024 号	土木、管、水道施設
平成 31 年 4 月 15 日	M O T O M 株式会社	川村 元成	鈴鹿市桜島町 5-16-11	(般 26) 第 23012 号	建築
平成 31 年 4 月 18 日	有限会社辻建	辻 泰夫	四日市市水沢町 4760-1	(般 28) 第 10571 号	土木、とび・土工
平成 31 年 4 月 18 日	有限会社アルファイン	木田 匠	伊勢市小俣町湯田 54-3	(般 26) 第 14649 号	建築
平成 31 年 4 月 19 日	K A T A O K A	片岡 響	伊勢市小俣町元町 235-1	(般 30) 第 14728 号	とび・土工
平成 31 年 4 月 22 日	クレセル	前田 仁	志摩市磯部町下之郷 121-1	(般 27) 第 17275 号	土木、建築、とび・土工、石、管、鋼構造物、舗装、水道施設、解体
平成 31 年 4 月 25 日	コサカグリーン	小坂 佳孝	鈴鹿市石薬師町 4150	(般 26) 第 23009 号	土木、造園
平成 31 年 4 月 25 日	小倉建設	小倉 孝一	度会郡大紀町崎 4922-1	(般 29) 第 8907 号	土木、建築、とび・土工、舗装
平成 31 年 4 月 26 日	有限会社平野工業	平野 猛	四日市市河原田町 1600-1	(般 28) 第 1093 号	鋼構造物
平成 31 年 4 月 26 日	喜友名組	喜友名 盛明	亀山市川崎町 2785-4	(般 26) 第 12704 号	土木
令和元年 5 月 9 日	平山建設	平山 直男	四日市市楠町南五味塚 1342-3-202	(般 30) 第 21407 号	舗装
令和元年 5 月 13 日	有限会社エクラットバーグ	金子 洋一	津市安東町字稲角 2142-1	(般 26) 第 15411 号	土木、管、舗装
令和元年 5 月 13 日	川森建築	川森 一夫	伊賀市玉瀧 4357	(般 26) 第 11564 号	建築
令和元年 5 月 16 日	株式会社菱和ハウジング	中川 英一	鈴鹿市桜島町 4-10-1	(般 28) 第 13627 号	電気、管
令和元年 5 月 16 日	吉福電気株式会社	阿形 幸信	伊勢市村松町 1375-7	(般・特 27) 第 2993 号	電気、電気通信、消防施設
令和元年 5 月 16 日	前田商店	前田 洋子	伊賀市市部 609	(般 30) 第 11328 号	管
令和元年 5 月 20 日	小川興業	小川 紀友	四日市市高角町字中川原 2856-1	(般 28) 第 21994 号	とび・土工、機械器具設置
令和元年 5 月 20 日	山下工業	山下 貴士	四日市市西坂部町 2369	(般 29) 第 22334 号	管
令和元年 5 月 20 日	上田建築	上田 耕吉	四日市市水沢町 2511-1	(般 27) 第 21204 号	建築
令和元年 5 月 20 日	成樹住建	森川 茂樹	津市河芸町杜の街 1-5-26	(般 30) 第 15731 号	建築
令和元年 5 月 22 日	佐藤建築	佐藤 要	いなべ市藤原町山口 2085	(般 29) 第 18139 号	建築
令和元年 5 月 24 日	有限会社濱田建築工業	濱田 一宏	尾鷲市北浦町 3-5	(般 26) 第 4050 号	土木、建築、大工、とび・土工
令和元年 5 月 27 日	鈴木電気工事	鈴木 義行	松阪市嬉野津屋城町 1569-3	(般 28) 第 13893 号	電気
令和元年 5 月 27 日	株式会社アウトテリア P l u s	破産管財人 庄司 正樹	多気郡明和町大字有爾中 1557-1	(般 26) 第 13737 号	土木、とび・土工、舗装
令和元年 5 月 28 日	株式会社安達興業	安達 美生	桑名市大字福島字川戸 686-6	(般 27) 第 18766 号	とび・土工

令和元年 5月28日	金澤ランバー	金澤 孝次	松阪市東町字下ノ堀 956	(般28)第7325号	とび・土工、解体
令和元年 6月5日	株式会社システムズ・エンジニア	渡邊 ミイ	鈴鹿市庄野東 1-6-7	(般29)第12789号	電気
令和元年 6月10日	F・メンテック株式会社	森下 育	四日市市新正 4-11-6	(般29)第22387号	電気
令和元年 6月11日	大川鍛冶工作所	大川 澤良	尾鷲市野地町 11-27	(般27)第4248号	鋼構造物
令和元年 6月12日	株式会社西出組	西出 武久	いなべ市北勢町阿下喜 1432-2	(般28)第234号	土木、建築、とび・ 土工、石、管、鋼構 造物、舗装、塗装、 造園、水道施設
令和元年 6月12日	矢田建築	矢田 新次	鈴鹿市下箕田 1-3-2	(般26)第12544号	建築、大工
令和元年 6月12日	株式会社北嘉組	北村 嘉崇	伊勢市東豊浜町 4530	(般29)第3157号	土木、とび・土工、 石、管、鋼構造物、 舗装、しゅんせつ、 防水、造園、水道施 設
令和元年 6月17日	開栄板金	竹野 和明	四日市市楠町南五味塚 1516-1	(般27)第10073号	屋根、板金
令和元年 6月24日	小林建具店	小川 政一	津市高茶屋 6-2-31	(般26)第15433号	建具
令和元年 6月26日	有限会社ケイ・アイ	伊藤 清之	桑名市長島町間々177- 1	(般28)第18115号	鋼構造物
令和元年 6月26日	株式会社スナップアート	福島 健一朗	津市藤方 2251-1	(般26)第15916号	建築
令和元年 6月28日	出口建築	出口 實	伊勢市通町 1274	(般26)第14445号	建築
令和元年 6月28日	都プラス	森川 竹明	伊賀市ゆめが丘 1-3-3	(般29)第11716号	土木、建築、とび・ 土工、解体
令和元年 7月1日	株式会社水谷組	水谷 和世	桑名市大字矢田 487-3	(般28)第295号	土木、建築、とび・ 土工、石、舗装、塗 装、解体
令和元年 7月2日	山のめぐみ舎	神保 健一	伊賀市腰山 601	(般26)第11654号	建築
令和元年 7月4日	有限会社丸茂建設	若林 新	津市片田志袋町 20	(般29)第15208号	土木、とび・土工、 舗装
令和元年 7月4日	有限会社ウォーターシステム	山田 英治	名張市つつじが丘南 7- 233-14	(般26)第11173号	土木、とび・土工、 管
令和元年 7月5日	株式会社荏原風力機械	井上 貴雄	鈴鹿市高岡町 2470	(般28)第23075号	鋼構造物、機械器具 設置
令和元年 7月16日	掛橋電気工事	掛橋 忠一	度会郡度会町川口 1217-1	(般29)第14610号	とび・土工、電気
令和元年 7月17日	山田工業	山田 幸則	津市一志町高野 1456-2	(般29)第24017号	管
令和元年 7月24日	大裕工業	大人 裕也	四日市市楠町本郷 1285-8	(般28)第22326号	管
令和元年 7月26日	有限会社東建土木	安東 一夫	津市豊が丘 5-36-10	(般28)第7174号	土木、とび・土工
令和元年 7月31日	有限会社ゴトウ建設工業	川口 眞千子	尾鷲市野地町 12-33	(般27)第9795号	土木、建築、とび・ 土工、石、管、鋼構 造物、舗装、しゅん せつ、水道施設
令和元年 8月5日	有限会社生桑機電サービス	代表清算人 伊藤 吉弘	三重郡菰野町大字諏訪 字岡 3149	(般30)第22430号	電気、機械器具設置

令和元年 8月8日	平井左官店	平井 長政	鈴鹿市三宅町 2125	(般 29) 第 12287 号	左官、とび・土工
令和元年 8月14日	黒坂工務店	黒坂 務	多気郡明和町金剛坂 775-20	(般 26) 第 13738 号	大工
令和元年 8月14日	水谷建設	水谷 一男	松阪市西之庄町 124-5	(般 29) 第 13137 号	建築、大工、屋根、 タイル・れんが・ブ ロック、内装仕上
令和元年 8月15日	有限会社創基	小林 一	鈴鹿市高岡台 4-10-5	(般 27) 第 19033 号	土木
令和元年 8月19日	乾建築	乾 眞一郎	松阪市豊原町 293	(般 26) 第 8273 号	建築
令和元年 8月19日	株式会社第三 土地	前田 哲	伊勢市宇治浦田町 3- 17-34	(般 29) 第 14607 号	土木
令和元年 8月20日	丸建組	前山 和孝	度会郡大紀町野原 1216	(般 29) 第 14525 号	土木、とび・土工、 石、舗装、水道施設 解体
令和元年 8月20日	たかはし設備	高階 泰樹	北牟婁郡紀北町船津 1095	(般 29) 第 19098 号	土木、管
令和元年 8月21日	打田組	打田 弘也	鈴鹿市国府町 2443	(般 30) 第 12497 号	土木、とび・土工、 石、舗装、水道施設
令和元年 8月21日	有限会社磯田 工務店	磯田 志乃	伊勢市田尻町乙 118	(般 28) 第 3141 号	建築
令和元年 8月22日	のぞみ塗装	湯本 希	多気郡多気町井内林 877-1	(般 30) 第 13927 号	塗装
令和元年 8月26日	金本工業	金本 直樹	四日市市笹川 1-50-3	(般 27) 第 22254 号	管
令和元年 8月26日	北中塗装	北仲 孝由	熊野市飛鳥町小阪 122- 2	(般 29) 第 20084 号	塗装
令和元年 9月2日	扇港空調電設 株式会社	井戸坂 章一	津市半田 1753	(般 26) 第 2040 号	電気、電気通信
令和元年 9月5日	創研	松島 康雄	津市香良洲町 3954-32	(般 26) 第 15799 号	土木、とび・土工、 石、管、鋼構造物、 舗装、しゅんせつ、 塗装、水道施設
令和元年 9月5日	名越鋼業	名越 慎弥	松阪市井村町 306-11	(般 30) 第 13693 号	とび・土工、鉄筋
令和元年 9月6日	株式会社開成	岩崎 友夫	津市香良洲町 767-2	(般 30) 第 24054 号	電気
令和元年 9月9日	竹内興業	竹内 誠	三重郡菰野町潤田 623- 1	(般 26) 第 21854 号	土木、とび・土工、 石、鋼構造物、舗装、 しゅんせつ、水道施 設
令和元年 9月20日	有限会社賛建 工	山口 孝人	桑名市大山田 6-7-25	(般 26) 第 18508 号	タイル・れんが・ブ ロック、内装仕上
令和元年 9月24日	松大住工	松本 明浩	伊勢市小俣町元町 1846	(般 29) 第 14273 号	建築、大工、とび・ 土工、屋根、板金
令和元年 9月26日	大雅株式会社	金子 雅昭	津市高茶屋小森町 2687-3	(般 30) 第 24055 号	土木、とび・土工、 石、鋼構造物、舗装、 しゅんせつ、塗装、 水道施設、解体
令和元年 9月26日	有限会社宮下 軌道建設	清算人 宮下 昇	松阪市上川町 3290	(般 27) 第 2535 号	土木、とび・土工
令和元年 9月30日	井田設備配管 工業株式会社	代表清算人 井 田 富生	桑名市大字大仲新田 316-4	(般 28) 第 4571 号	土木、管
令和元年 10月2日	藤村硝子店	藤村 喜世司	伊勢市御菌町新開 27	(般 29) 第 2935 号	ガラス

令和元年 10月7日	有限会社新洋 電気商会	前田 宏	津市幸町 16-4	(般 29) 第 1893 号	電気
令和元年 10月18日	有限会社コム・ テクノ	藤島 義也	四日市市京町 13-15	(般 26) 第 22173 号	電気、電気通信
令和元年 10月21日	有限会社石川 工務店	石川 康秀	桑名市多度町古野 1103	(般 29) 第 209 号	電気通信
令和元年 10月23日	前田塗装	前田 建治	四日市市石塚町 7-41- 405	(般 28) 第 22273 号	塗装
令和元年 10月25日	有限会社ホク セイ工房	清算人 久保 直輝	多気郡明和町大字大淀 2851-62	(般 30) 第 13134 号	建築
令和元年 10月25日	伊藤建設	伊藤 恒男	度会郡大紀町大内山 3777	(般 29) 第 14520 号	土木、大工、とび・ 土工、舗装、水道施 設、解体
令和元年 10月29日	瓦勝	岩見 貴訓	名張市蔵持町原出 581	(般 30) 第 11341 号	屋根
令和元年 10月31日	青山住建	青山 一男	名張市赤目町星川 123- 2	(般 26) 第 11362 号	建築、大工、屋根、 タイル・れんが・プロ ック、内装仕上
令和元年 11月5日	アイアール	池口 綾二	亀山市亀田町 467-23	(般 28) 第 23062 号	土木、とび・土工、 石、鋼構造物、舗装、 しゅんせつ、塗装、 水道施設
令和元年 11月5日	有限会社三重 板金工業	荻田 法生	度会郡度会町大野木 1434-2	(般 27) 第 14147 号	板金
令和元年 11月6日	松井土木	松井 邦浩	松阪市高町 269-12	(般 28) 第 13467 号	土木、とび・土工、 石、鋼構造物、舗装、 しゅんせつ、水道施 設
令和元年 11月11日	山口工業	山口 幹生	津市中河原 2168-3	(般 1) 第 6710 号	建築、塗装
令和元年 11月15日	株式会社成栄	鳴川 英晃	津市安濃町光明寺 28-4	(般 31) 第 24084 号	土木、管、舗装
令和元年 11月15日	羽山建築	羽山 勝	志摩市大王町波切 2378-2	(般 26) 第 9517 号	建築、大工
令和元年 11月18日	大達建業	大川 達也	松阪市久保町 1912-6	(般 27) 第 13854 号	土木、とび・土工
令和元年 11月19日	天白組	天白 春生	志摩市大王町波切 3158-14	(般 29) 第 17106 号	土木、とび・土工、 舗装、解体
令和元年 11月21日	マスターズブ ラン株式会社	破産管財人 加 藤 拓也	四日市市尾平町 1580-1	(般 30) 第 21256 号	土木、建築、大工、 左官、とび・土工、 石、屋根、電気、タ イル・れんが・プロ ック、鋼構造物、鉄 筋、舗装、しゅんせ つ、板金、ガラス、 塗装、防水、内装仕 上、熱絶縁、建具、 水道施設、解体
令和元年 11月21日	オオツカ株式 会社	大西 要一	松阪市大黒田町字綿田 185-4	(般 30) 第 13714 号	土木、とび・土工、 石、鋼構造物、舗装、 しゅんせつ、水道施 設、解体
令和元年 11月28日	森田水道	森田 拓	尾鷲市坂場西町 16-18	(般 27) 第 4205 号	土木、管
令和元年 11月29日	株式会社 U P T O	夏山 恵次	熊野市有馬町 5255	(般 29) 第 20086 号	土木、建築
令和元年 12月5日	藤森工務店	藤森 政武	伊賀市東湯舟 463-5	(般 28) 第 11181 号	土木、建築、とび・ 土工、管

令和元年 12月9日	幸栄	草川 則幸	津市一身田中野 304-8	(般 27) 第 15784 号	土木、とび・土工、舗装
令和元年 12月9日	鈴木電気	鈴木 信一	津市河芸町杜の街 1-16-3	(般 29) 第 24025 号	電気
令和元年 12月11日	柴山技研	柴山 修	四日市市馳出町 1-114	(般 27) 第 5859 号	とび・土工、防水
令和元年 12月16日	株式会社宗建	堀田 宗和	鈴鹿市稲生塩屋 3-22-42	(般 28) 第 23088 号	土木、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体
令和元年 12月17日	有限会社中井鉄筋	中井 宗雄	多気郡明和町大字山大淀 513-2	(般 30) 第 8263 号	鉄筋
令和元年 12月17日	株式会社中島組	島田 澄代	度会郡南伊勢町道方 1288-2	(般・特 27) 第 3031 号	土木、建築、とび・土工、石、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、内装仕上、水道施設
令和元年 12月20日	閑陀建設	閑陀 規晏	熊野市育生町大井 322	(般 26) 第 9894 号	土木
令和元年 12月24日	小倉工務店	小倉 孝紀	多気郡大台町天ヶ瀬 34-5	(般 29) 第 7352 号	土木、建築、大工、とび・土工、石、屋根、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、内装仕上、造園、水道施設
令和元年 12月26日	株式会社神幸興業	赤塚 ひとみ	津市久居明神町 2614-5	(般 29) 第 24029 号	土木
令和元年 12月27日	株式会社メイシン工業	篠原 いつ子	鈴鹿市国分町 1273-4	(般 29) 第 23119 号	解体

特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和2年3月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県総合文書管理システム構築・移行・運用保守業務
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。
- (5) 総合評価方式による一般競争入札
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
- (6) 評価基準額
292,200,000 円（消費税及び地方消費税を含みません。）
※ 評価基準額は、予定価格ではありません。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を令和2年3月26日（木）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、技術提案書等を7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。

落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を令和2年4月28日（火）15時までに7(2)に示す場所に提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 技術提案書の作成について

提案書記入要領に基づき作成してください。

6 技術提案書聴取会の実施について

(1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、プロジェクトリーダー予定者の出席をお願いします。

(2) 詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。

7 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班 担当 向谷

電話 059-224-2717 ファクシミリ 059-224-2219

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部情報システム課システム運用班 担当 坂木、中西

電話 059-224-2623 ファクシミリ 059-224-2418

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和2年3月30日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和2年3月30日（月）17時までに通知します。

(6) 技術提案書等提出の日時及び方法等

ア 日時

令和2年4月8日（水）から同月15日（水）17時15分まで

イ 場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部情報システム課システム運用班

ウ 方法

提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、7(1)に掲げる担当部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県総合文書管理システム構築・移行・運用保守業務提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和2年4月22日（水）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ 出席者は、6(1)のプロジェクトリーダー予定者を含め3名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和2年4月27日（月）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留で郵送してください。

提出締切日時 令和2年4月27日（月）15時

なお、入札書は令和2年4月20日（月）から同月27日（月）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班

案件名 「三重県総合文書管理システム構築・移行・運用保守業務」入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和2年4月27日（月）15時10分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部地域連携総務課予算経理班

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規

則第 69 号。以下「規則」といいます。) 第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札候補者の決定方法

落札候補者は、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する合計点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にあつては、当該締切日時までに 7(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 令和 2 年 3 月 18 日（水）12 時まで

結果回答 令和 2 年 3 月 24 日（火）17 時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によりします。

(9) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

9 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Construction, migration, operational support and maintenance of the document management system
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, April 27, 2020.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, April 20, 2020 and 3:00 P.M. on Monday, April 27, 2020.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Monday, April 27, 2020.
- (4) Managing Authority :
Information System Management Division, Department of Regional Coordination, Mie Prefecture 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL: 059-224-2623 (Japanese only)

別記「落札候補者決定基準」

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

- (1) 提案内容の評価
提案内容を公平かつ客観的に評価するため提案内容の評価し、「技術評価点」を与えます。
- (2) 入札価格の評価
入札価格については、後述の計算式に基づき、入札価格に対する「価格評価点」を与えます。
- (3) 技術評価点と価格評価点の比率
技術評価点と価格評価点の比率については、3対1とします。
- (4) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応
以下の順で落札候補者を決定します。
 - ア 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。
 - イ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じ場合
当該入札者間で三重県物件等電子調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2 提案内容の評価

提案内容の評価は、以下の手順で行います。

- (1) 大分類の設定
 - ア 「全体概要」では、入札者の実績、体制、工程管理等を確認します。
 - イ 「ハードウェア・ソフトウェア」では、統合サーバ（仮想サーバ）の活用方法、データ移行の実績等を確認します。
 - ウ 「非機能要件」では、システム運用及び保守の考え方並びに対応方法を評価します。
 - エ 「課題に対する提案」では、運用の効率化とともに、使いやすさを評価します。
- (2) 大分類配点
「技術評価点」は120点とし、次のように配点します。

ア 全体概要	20点（5点×4項目）
イ ハードウェア・ソフトウェア	15点（5点×3項目）
ウ 非機能要件	25点（5点×5項目）
エ 課題に対する提案	60点（5点×2×6項目）
- (3) 項目評価点の考え方
評価項目ごと提案内容を6段階で採点（5点～0点）します。
 - ア 標準的な提案内容を「3点」とし、基準点とします。
 - イ 基準点より非常に優れた提案内容であれば「5点」とします。
 - ウ 基準点よりやや優れた提案内容であれば「4点」とします。

エ 基準点よりやや劣る提案内容であれば「2点」とします。

オ 基準点より非常に劣る提案内容であれば「1点」とします。

カ 「提案が記述されていない」と委員が判断した場合は「0点」とします。

キ 技術提案書聴取会の内容を踏まえ採点します。

※ 評価項目ごとの点数は、各委員が評価した点数を合計し委員数で割った平均値とし、小数第2位を四捨五入します。

3 入札価格の評価

「価格評価点」の満点を40点とし、以下の計算式で算出します。

「価格評価点」＝ $40 \times (1 - X / K)$

X：入札価格（円）

K：評価基準額（円）であり、 $K = 292,200,000$ 円とします。

※ 入札価格は、令和2年度から令和8年度までの年度別価格の総合計です。

※ 評価基準額は、入札に当たっての評価のための金額であり、予定価格ではありません。

※ 入札価格及び評価基準額は、消費税及び地方消費税を含まない金額で計算を行います。

※ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約金額の110分の100に相当する金額を入札価格としてください。なお、契約金額は、入札価格の100分の10に相当する額を入札価格に加算した金額（1円未満の端数は切り捨て）となります。

※ 価格評価点は、小数第8位以下を切捨てます。

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、下記の要件をいずれか1つでも満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が、「調達説明書（仕様書）3」で示した評価基準額以内であること。
- (2) 技術評価点が60点以上であること。
- (3) 技術評価点のうち、評価項目ごとの点数に0点がないこと。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
